

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年6月18日

群馬県知事 宛



提出者 〒370-0313  
住 所 群馬県太田市新田反町町174-1  
氏 名 日本道路株式会社 群馬営業所  
所長 金子 明浩

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0276-56-7070

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本道路株式会社 群馬営業所
事業場の所在地	群馬県太田市新田反町町174-1
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 50,921,177千円(令和4年度実績)
③従業員数	1,660人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	建設工事現場から発生した金属くずは再生事業者に売却し、加工され売却される。がれき類は中間処理業者に処理を委託し、再生材として売却される。廃プラスチック類は中間処理業者に処理を委託し、再生可能なプラスチックは選別され、加工後に売却され、再生不可能なプラスチックについては安定型最終処分場で埋め立て処理される。

（日本産業規格 A列4番）

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙による(建設副産物適正処理管理組織図)

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙による		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙による		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	別紙による
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	別紙による

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙による		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙による		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙による		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙による		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙による		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙による		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

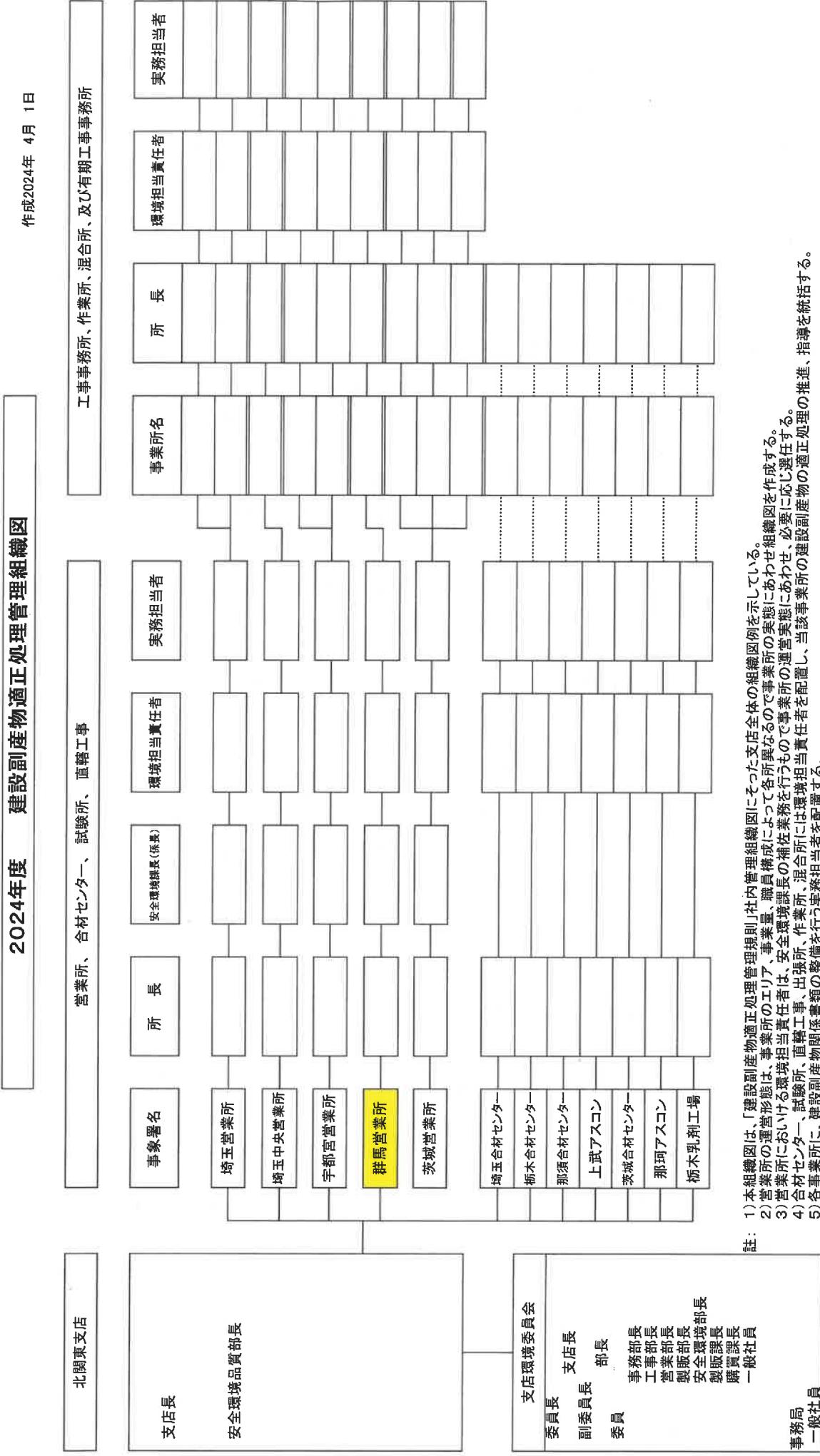
①現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙による		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】 別紙による		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

## 備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

2024年度 建設副產物適正處理管理組織圖



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	がれき類	
①現状	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	3465 t	t
(これまでに実施した取り組み)			

## 【目標】

	産業廃棄物の種類	がれき類	
②計画	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	2,500 t	t
(今後実施する予定の取り組み)			

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】該当無し			
	産業廃棄物の種類		
①現状	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取り組み)			

- ・がれき類は、自社中間処理工場(がれき類)へ優先で搬入処理を実施した。

## 【目標】該当無し

	産業廃棄物の種類		
②計画	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取り組み)			

- ・がれき類は、自社中間処理工場(がれき類)へ優先で搬入処理を実施する。

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		該当なし	
①現状	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量				
(これまでに実施した取り組み)					
②計画	【目標】		該当なし		
	産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量					
(今後実施する予定の取り組み)					
産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
		【前年度（令和5年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	がれき類	磨プラスチック類	木くず	紙くず
	全処理委託量	512.6 t	20.1 t	110.188 t	1.05 t
優良認定処理業者への処理委託量		0 t	19.425 t	45.1 t	0 t
再生利用業者への処理委託量		512.6 t	20.1 t	110.188 t	1.05 t
認定熱回収業者への処理委託量		0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行なう業者への処理委託量		0 t	0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取り組み)					
・廃棄物の委託処理にあたっては廃棄物処理法に則して行うこととし、保管の当つては保管基準を遵守する。					
・がれき類、木くず、金属くずはほぼ100%再生利用されている。					

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【目標】		【実績】						【計画】		
②計画	(今後実施する予定の取り組み)	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	木くず	紙くず	建設混合廃棄物	汚泥	ガラス・陶磁器くず	金属くず
		全処理委託量	500 t	15 t	80 t	1 t	2 t	0.3 t	1 t	10 t
優良認定処理業者への処理委託量	0 t	15 t	80 t	1 t	2 t	t	t	0 t	10 t	
再生利用業者への処理委託量	500 t	15 t	80 t	1 t	2 t	0.3 t	1 t	1 t	10 t	
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
認定熱回収業者以外の処理業者への処理委託	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	

- ・廃棄物の委託処理にあたっては廃棄物処理法に則して行うこととし、保管の当つては保管基準を遵守していく。
- ・がれき類、木くず、金属くず、紙くず、廃プラスチック類は、100%再生利用となるようにしていく。
- ・処理業者のリサイクル率を比較検討し、1品目でも多く100%再生利用になるようにし、優良認定処理業者へ処理委託するよう努めていく。

※事務処理欄